

令和 7 年第 1 1 回

# 君津市農業委員会議事録

令和 7 年 1 月 5 日 (水)

## 令和7年第1回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年1月5日（水）午後2時から午後2時56分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第1号から議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第21号から議案第28号 農地法第5条の規定による事業計画変更について

日程第5 報告第1号から報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号から報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第5号から報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

### 出席委員（13名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	石和田	勉
8番	重田	弘巳	9番	小泉	春水
10番	齊藤	昇	11番	重田	忠男
12番	長谷川	貢	13番	鈴木	隆
14番	石井	和美			

### 欠席委員（1名）

1番 内海孝夫

出席した職員

事務局長	安田 穎則
事務局次長	永嶽 一環
主査	占部 和裕
副主査	古市 和也

---

◎開 会

(午後 2 時 00 分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第11回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、1番、内海孝夫委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

12番、長谷川貢委員、13番、鈴木隆委員の2名にお願いいたします。

---

◎議案第1号ないし議案第20号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号につきましては、譲受人同一のため、一括にて説明いたします。六手地先の田2筆、合計面積1,317平方メートルを売買により所有権移転をするものです。申請理由ですが、譲渡人はそれぞれ相続を受けたが耕作はできないため、譲受人に譲渡しようとするものです。譲受人は譲渡人の要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は現在1万1,000平米を超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は1名で、300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第3号及び議案第4号につきまして、こちらも譲受人同一のため、一括にて説明いたします。

大山野地先の田5筆、合計面積5,799平方メートル並びに宮下地先の畠1筆、面積314平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人はそれぞれ相続を受けたが、耕作はできないため、譲受人に譲渡しようとします。譲受人は取得し、花卉（ミモザ）栽培による農業経営を行いたいとするものです。

なお、譲受人は、本年5月総会において、自身が経営する会社名義で3条許可を得て、現在、六手地先においてハーブ類の栽培を行っております。

許可基準として、譲受人は個人としての所有農地はありませんが、賃借権により300平方メートルほどの経営面積があり、農機具は耕運機、軽トラック等を所有しております。

農作業従事日数は、1名で300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第5号及び議案第6号につきまして、こちらも譲受人が同一のため、一括で説明いたします。

八幡地先の田5筆、合計面積2,091.78平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、まず、議案第5号の譲渡人は市外に住んでおり、維持管理が困難なため譲渡するもの。譲受人は所有農地に隣接しているため、取得して経営規模の拡大を図るもの。

次に、議案第6号については、申請地は議案第5号の農地に接する小さな筆で、耕作されていない状況であったので、合わせて取得し、有効利用を図るとしております。

許可基準として、譲受人は8,000平方メートル近くの経営面積があり、農機具はトラクター、耕運機、コンバイン等を所有しております。

農作業従事日数は、3名で延べ710日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第7号について説明します。

糠田地先の田1筆、面積865平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡するもの。譲受人は、自宅に隣接して

いる農地を取得し、家庭菜園として利用したいとしております。

許可基準として、譲受人は現在、所有農地はありませんが、譲渡人の先代から農作業を教わり、枝豆やジャガイモ等の栽培経験があります。

農機具は、譲渡人よりトラクター、耕運機等を借り受けることとしています。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第8号について説明します。

糠田地先の田1筆、面積1,566平米を売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は譲受人からの要望に応え譲渡しようとするもの。譲受人は、取得して経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万5,000平米を超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で320日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第9号につきまして説明します。

根本地先の畑2筆、法木地先の田1筆、大井戸地先の田6筆、合計面積1万1,168平方メートルを生前贈与により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は市外遠隔地に転居したこと、並びに高齢のため、弟である譲受人に贈与するものです。譲受人は贈与を受け、農業経営を継続しようとするものです。

許可基準として、農機具は耕運機、管理機を所有しています。トラクター、田植機等は当面は親族より借り受けます。

農作業従事日数は、3名で350日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第10号について説明します。

西猪原地先の田1筆、面積1,045平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は経営規模の縮小を図るため譲渡するもの。譲受人は要望に応え取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は、自作、借入れを含め7万8,000平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ580日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第11号について説明します。

岩出地先の田3筆、合計面積1,175平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は市外在住で高齢のため耕作ができないので譲渡するもの。譲受人は、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万平方メートルを超える農地を所有しております。

農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は、3名で延べ450日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第12号について説明します。

浦田地先の田2筆、面積1,590平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は相続を受けたが耕作できなかったため譲渡するもの。譲受人は要望に応え取得して、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万6,000平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しております。

農作業従事日数は、2名で延べ600日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第13号ないし第15号につきまして、譲受人が同一のため一括で説明します。

向郷地先の田8筆、合計面積7,745平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、まず、議案第13号と第14号の譲渡人に関しては、相続を受けたが、耕作できず離農したいため譲渡する。第15号に関しましては、高齢により規模縮小のため譲渡するとしており、譲受人は要望に応え、取得して経営規模の拡大を図るものです。

許可基準として、譲受人は4万5,000平方メートルを超える所有面積があり、農機具はトラクター、田植機、耕運機等を所有しております。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しているほか、別途経営している常時雇用の従業員がおり、耕作及び維持管理の作業に従事しています。資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第16号及び第17号につきましても、譲受人が同一のため一括で説明します。

愛宕地先の畠2筆、合計面積1,570平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、まず、議案第16号の譲渡人に関しては、労力不足のため畠を譲渡し、水稻栽培に集約したい。議案第17号に関しては、経営規模を縮小して家業に専念したく譲渡したい。譲受人は自己所有農地と隣接しており、取得して経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は8,800平方メートルの所有面積があり、農機具はトラクター、管理機等を所有しております。

農作業従事日数は、2名で540日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第18号について説明いたします。

大戸見地先の田3筆、合計面積4,587平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は要望に応え譲渡するもの。譲受人は申請地を長年にわたり育苗用地として使用しており、今回所有権を取得して、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は自作、借入れを含め1万9,000平米を超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ310日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第19号について説明いたします。

折木沢地先の田2筆、合計面積981平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は相続を受けたが耕作できないため譲渡するもの。譲受人は所有権を取得して、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は自作、借入れを含め4,800平米の経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ350日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第20号について説明します。

筆地先の田4筆及び畠4筆、合計面積4,254平方メートルを生前贈与により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作が難しくなったため、子どもに権利を譲る。譲受人は父より贈与を受け、農業経営を継続しようとするものです。

許可基準として、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、4名で延べ500日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号及び議案第2号について、私から報告いたします。

議案第1号、議案第2号について説明いたします。

申請理由につきましては、事務局説明のとおりです。

現地ですが、別冊の1ページを御覧ください。

県道貞元中島線を小糸方面に向かい、常代交差点を過ぎ、六手公民館手前を左に曲がり、200メートル入った左側にあります。

10月22日、譲受人と現地確認を行いました。

圃場は、議案第1号、議案第2号が隣り合っております。譲受人の自宅から約100メートルの距離にあり、管理がしやすい場所であります。

譲渡人はともに相続を受けたが耕作できないため、譲受人に譲渡することです。

特に問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第3号、議案第4号について説明いたします。

申請理由につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

現地ですが、議案別冊の2ページを御覧ください。

まず、議案第3号の農地は、市道3号幹線を鹿野山方向に向かい、周南公民館の裏手に3筆、さらに300メートルほど進んだところに1筆、議案第4号につきましては、市道を挟んだ向かい側に2筆あります。

10月22日、譲受人と現地確認を行いました。

譲受人は、本年5月に、自身が代表を務める法人名義で、六手地先において3条許可を得てハーブ類の栽培と加工製造を行っております。農業従事に意欲があり、今回の申請地には

ミモザ250本を植え付けるという予定だそうです。

栽培技術及びその出荷等については、JAの花卉組合に加入し指導を受ける計画を立てております。

譲渡人につきましては、近く転居の予定があるとの、遠地に出退済みの方であり、どちらも相続を受けたが耕作できないとしております。

特に問題はないと思われますので、よろしく御審議をお願いします。

続きまして、議案第5号、議案第6号について、私のほうから報告いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

貞元の特養老人ホーム夢の郷の前の通りを国道127号方面に向かい、300メートルほど行った左側が申請地になります。

議案第5号と議案第6号の土地は隣り合っており、現在、譲受人が作業をしている土地とも隣り合っております。

10月28日に、代理人及び譲受人と一緒に現地確認を行いました。

申請地は、ほとんどが水田として耕作されております。現在、耕作されていない土地も、観葉植物の苗木を作る予定だというふうに言われておりました。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第7号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 議案第7号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊4ページを御覧ください。

現地は、JA経済センターの西方約300メートル付近に位置しているのですが、10月23日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。

譲受人は、畑として管理をしていくもので特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第8号についてもお願ひいたします。

小笠原委員 議案第8号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊5ページを御覧ください。

現地は、三島神社の北方約300メートル付近に位置する田んぼですが、10月23日、譲

受人立会いによる現地の確認をしました。

譲受人は田んぼとして維持管理していくもので、特に問題ないと思われますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議 長 続きまして、議案第9号について、5番、笹本委員からお願ひします。

笹本委員 5番、笹本です。

議案第9号について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

譲受人と10月24日の9時頃にお会いし、現地確認と聞き取り調査をいたしました。

場所ですが、別冊6ページを御覧ください。

根本の畑2筆は、紙面左上のセブンイレブン前の交差点を長石方面へ向かって行き、最初の信号を右折し、200メートルほど入った左側の小高いところ、自宅付近にあります。畑は木や竹を伐採し、整備した後に果樹等が数種類植えてあり、きれいに管理されていました。まだ、手入れのされていない部分もありましたが、これからやっていくとのことでした。

次に、法木の田1筆ですが、ここは共有地です。別冊6ページの紙面右側に法木公会堂とあります。道路をはさんで斜め前、沢との間に細長くあります。耕作するには地形に無理があり、田としての機能はしていない状態であるため、年に数回の草刈りで維持管理しているということでした。

次に、大井戸山ノ下の田5筆ですが、別冊6ページのセブンイレブン交差点を南下します。こちらは県道92号線です。700メートルくらい行ったところを左折して、50メートルくらい入ったところの左側にあります。現地は、稲刈りがされた後の状態となっていました。こちらは耕作をお願いしているそうです。

次に、大井戸万崎の田1筆です。別冊7ページを御覧ください。

紙面右側に、ミニストップとあります。そこから諏訪大橋へ向けて100メートルくらい行ったところを右折し、そこから200メートルくらい入ったところの左側にあります。こちらも、稲刈りがされた後の状態となっていました。先ほどとは別の農家さんに耕作していただいているそうです。

譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は遠方に住んでいて、農地の維持管理ができないことや高齢であることを考え、数年前から実家に帰り、維持管理をしている譲受人に生前贈与をすることになったとのことでした。特に問題ないと思われますが、御審議のほどよろしくお

願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第10号について、8番、重田弘巳委員からお願ひします。

重田弘巳委員 それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

申請理由につきましては、ただいま事務局の御説明のとおりでございます。

現地でございますけれども、議案別冊8ページを御覧いただきたいと思います。

県道92号線を小糸方面から房総スカイライン入り口方面に向かう途中の消防団19分団の機庫がございますけれども、それを目安に右側に広がります基盤整備された圃場ということになります。

10月24日に、譲受人と現地確認を行いました。

譲受人は、地域でも広く農業経営を営んでおります。新たに農地を取得して規模の拡大を図りたいというところでございます。

譲渡人のほうは、経営規模の縮小のために譲受人に譲渡するということでございます。

所有権移転に関しましては、特に問題ないと思いますので、御審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第11号について、11番、重田忠男委員からお願ひします。

重田忠男委員 11番、重田です。

議案第11号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりであります。

現地ですが、議案別冊9ページを御覧ください。

県道145号線を八幡橋交差点から100メートルほど東に進み、道路を挟んだ両側に申請地があります。

10月27日、代理人と現地確認を行いました。

譲受人は小松菜、タマネギ及びニンジン等の野菜を作付するための農地を探していたところ、自身が勤める会社から約1キロメートルに適当な農地があったことから取得しようとするもの。譲渡人は市外在住、また高齢のため耕作できず、譲り渡すことです。

譲受人は住所が君津地区にありますが、戸崎に会社事務所があり、そこから耕作に出向くということ、また、多少高齢でありますが、自身のほかに子ども2人も農作業に従事すること、必要な農機具は戸崎の会社事務所で管理していることは確認できております。

これらを勘案しまして、所有権移転に関し特に問題ないと思われますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第12号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第12号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、10ページの県道千葉鴨川線ですね、やまいち印刷さんの先を約500メートル入ったところにあります。

10月23日、譲受人と現地の確認を行いました。

現在も譲受人が耕作をしております。特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第13号ないし議案第15号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第13号から議案第15号につきましては、譲受人が同一でございますので、説明させていただきます。

まず、議案第13号なのですけれども、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますけれども、11ページを見てみると、県道大多喜線になるのかな、大多喜湊線の久留里市場の方面から君津方面に向かって、雨城橋の先500メートルぐらいを右折したところにあります。そうすると、議案第13号がそれからまた100メートル先の左側、もう一か所がまた100メートルぐらい行った先の左側にあります。この3筆につきましては、今までほかの方が耕作をしておって、刈取りの終わった状態になってきれいになっております。特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議案第14号につきましては、事務局の説明のとおりでありますけれども、相続を受けたのですけれども、耕作をしていないということで譲受人が今度受けるということで、10月26日、譲受人と現地確認を行いました。

現状は、耕作をするに草刈り等はしているため、特に問題ないと思われます。譲受人も水稻を栽培したいということなので、不許可要件はないと思いますので、よろしく御審議お願いします。

議案第15号につきましては、12ページ、これも新しい410号線がありまして、富田の交差点を左折しまして、400メートルぐらい行ったところにあります。これも同じく10月26日に譲受人と現地の確認をいたしました。

ここも耕作はされていないのですけれども、草刈り等を実施していて、特に問題ないと思

われます。

譲受人は、先ほどお話があったように、これに1人と書いてありますけれども、別の、御存じだと思いますけれども、キャンプ場を経営しております、キャンプ場の従業員を使って田んぼ等の耕作を行っておりますので、特に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第16号及び議案第17号について、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第16号と議案第17号も譲受人が同一なので、一緒に説明させていただきます。

これは、久留里方面から君津方面に向かいまして、国道を越えまして、かずさ教習所の先を500メートルぐらい右折したところにあります。これは議案第16号と議案第17号につきましては、隣接の農地になっておりまして、耕作はしていないのですけれども、確認に行ったときにつきましては、きれいに除草されておりまして、すぐ耕作できるような状態です。この譲受人も前にももう一か所のところを譲り受けておりまして、耕作しております。

譲受人は、元青葉高校の実習の職員ということでやっておりまして、今、道の駅というか農協ですね、農協の売店のほうで豆とかいろいろなものを出荷しております、特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第18号について、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案第18号について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊14ページをお開きください。

この地図だとちょっと分かりにくいですけれども、JR久留里線、上総松丘駅の横を通りています国道410号を亀山方面に向かいますと、トンネルが3つ続いております。その3つのトンネルを抜けて、400メートルほど行ったところを右折しまして、久留里線をまたぐ跨線橋があります。その跨線橋を渡りまして、900メートルほど行ったところの右側が申請地でございます。

10月25日午前に、譲受人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。

現地はよく管理されています、休耕地となっていますが、一部は譲受人が30年にわたつ

て水稻の育苗施設として譲渡人の先代から借り受けているとのことでした。そこはパイプハウスの敷地となっていました。今回の申請は、この土地を取得して農業の経営基盤を安定させるとともに、経営規模を拡大するためのものでございます。

譲渡人につきましては、農業経験もなく、農地の管理が大変なため、譲受人の要望により譲り渡すことにしたそうです。

取得後の利用計画は、引き続き水稻の育苗用地として利用するとともに、大豆などを栽培することでした。問題はないと思いますので、よろしく御審議くださるようお願いします。

議長 続きまして、議案第19号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号19番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊15ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号を大多喜方面に向かいまして、亀山ダムのところを通過いたしますと、右側に鶴田石材という石屋さんがございます。その先を右側に入り、畦道を50メートルぐらい進んだ右側が申請地となります。近所に八坂神社という小さなほこらがあるという感じのところです。

草刈り等はしており、譲渡人は相続したが耕作できなく、近く市外のほうに引っ越す予定とのことでした。譲受人とは親戚関係になるということで、10月25日、譲受人と現地の確認をいたしました。

特に田んぼ2筆ということで続きになっておりますので、ここを譲受人は取得して拡大を図っていきたいということです。また、近隣等につきましても、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第20号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番の石井です。

議案番号第20番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊16ページを御覧いただきたいと思います。

申請地につきましては、房総スカイラインの鴨川方面に向かいますと、片倉の出口の信号

ですけれども、片倉の信号があります。そこを左に曲がっていただくと、亀山ダム方面に向かいます。300メートルぐらい向かったところの右側が申請地になります。ここにも小さな神社のほこらがある付近で、3か所が申請地となっております。草刈り等はしてあり、一部野菜等を耕作はしていますが、その他は休耕地となっています。隣接する家屋に譲受人、譲渡人両方とも居住しており、生前贈与ということでございます。

10月23日、代理人の方と現地の確認をいたしました。

生前贈与ということでございますので、近隣等につきましても特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長　ただいま議案第1号ないし議案第20号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長　質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

#### ◎議案第21号ないし議案第28号

議長 日程第4、議案第21号ないし第28号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号について御説明いたします。

議案書8ページを御覧ください。

山高原地先、田1筆、面積238平方メートルと畠4筆、面積1,493平方メートルの合計面積1,731平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第22号ないし議案第27号について関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書8ページから10ページを御覧ください。

長石地先の田1筆、面積2,179平方メートルと畠8筆、面積1万8,909平方メートルの合計

面積 2 万 1,088 平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和 7 年 1 月 30 日まで許可を得ていましたが、令和 8 年 1 月 30 日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第 28 号について御説明いたします。

寺沢地先の田 1 筆、面積 3,299 平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取事業に伴う作業所・山砂運搬用地として、7 万 2,485 平方メートルの掘削区域面積許可を得ていましたが、7 万 7,077 平方メートルに計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問、意見がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

#### ◎報告第1号ないし報告第9号

議 長 日程第5、報告第1号ないし第9号について。

報告第1号及び第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第3号  
ないし第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第5号ないし第  
9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を  
受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第9号について、質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がございませんので、報告第1号ないし第9号を終わります。

---

◎閉　　会

議　　長　以上をもちまして、令和7年第11回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第12回農業委員会総会は、令和7年12月2日火曜日に、市役所5階大会議室にて、午後3時45分から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後2時56分)

---